

- 1 予防要員の算定の指標は、市町村内の人口から防火対象物数に変更するが、人口10万人の標準団体における予防要員数を、従来の12人相当から15人相当として算定する。
- 2 標準団体で必要な予防要員のうち、専任要員は12人相当とし、3人相当は交代制勤務の兼務要員とする。
- 3 交替制勤務の兼務要員の予防業務の従事形態は、災害発生時に緊急車両に搭乗する場合を除き、予防業務に従事する形の兼務とする。
- 4 兼務要員の業務内容は、「防火指導等(住宅防火を含む。)」の業務とする。

## 予防技術資格者の位置付け

予防業務については、消防用設備等の性能規定化、違反処理の推進、危険物規制業務の増加、防火対象物点検報告制度の導入などにより、より専門化・高度化が図られており、それらの負託に応えるべき予防業務の専門家としての資格制度が創設された。

消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号)第34条第3項

消防本部及び消防署において、火災の予防に関する事務を的確に行うため、火災の予防を担当する係又は係に相当する組織には、管内の防火対象物、危険物の製造所等の種類及び規模等を勘案し、火災の予防に関する高度な知識及び技術を有するものとして 消防庁長官が定める資格を有する予防技術資格者を1人以上配置するものとする。

# 予防技術資格者に必要な要件について

## 1 予防技術資格者の要件

- (1) 一定の講習課程を終了した消防職員のうち、消防庁長官が定める試験<sup>1</sup>に合格し、かつ火災予防に関する業務に概ね通算2年以上従事した経験を有していると消防長が認めた者
- (2) 次の から のいずれかに該当する消防職員のうち、消防庁長官が定める試験に合格し、かつ 火災予防に関する業務に概ね通算4年以上従事した経験を有していると消防長が認めた者
  - 大学、高等専門学校又は大学院において理系、工学系又は法学系の学科又は課程を修めて卒業した者
  - 大学、高等専門学校又は大学院において機械、電気、工業化学、土木、建築又は法律に関する単位を通算して20単位以上修得した者
  - 予防業務に1年以上従事経験を有する者
- (3) 平成23年3月31日までの間は、次の職員も要件を満たすものとしてみなし、消防長が認めることができる。
  - 予防業務に通算5年(そのうち指定予防業務<sup>2</sup>に1年以上従事することが必要)以上の従事経験を有している消防職員
  - 消防大学校で火災予防に関する課程を修めた消防職員で指定予防業務に1年以上従事経験を有している消防職員

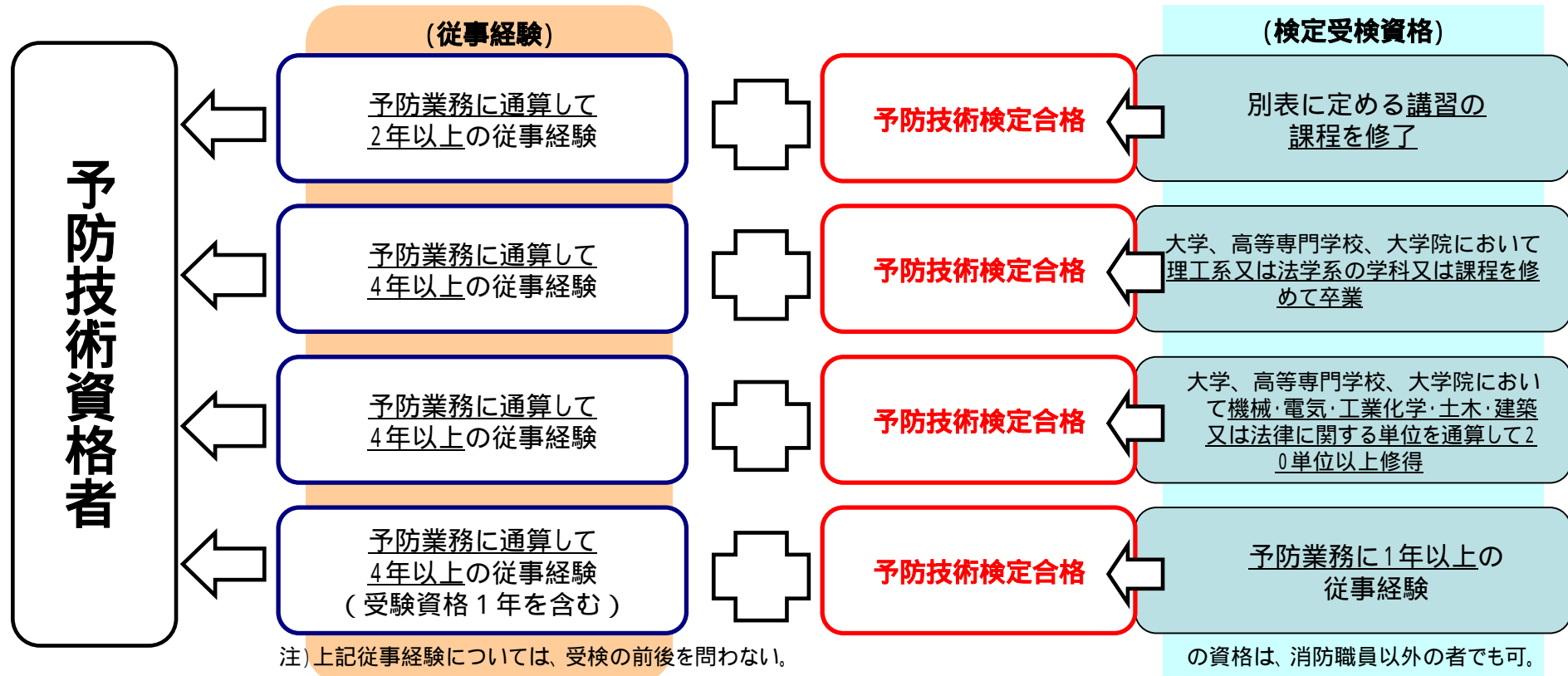
## 2 予防技術資格者の配置の基準及び処遇について

消防本部・消防署において、予防業務を担当する係又は係に相当する組織には、防火対象物の規模等又は製造所等の種類、規模等を勘案し、予防技術資格者を1人以上配置する。

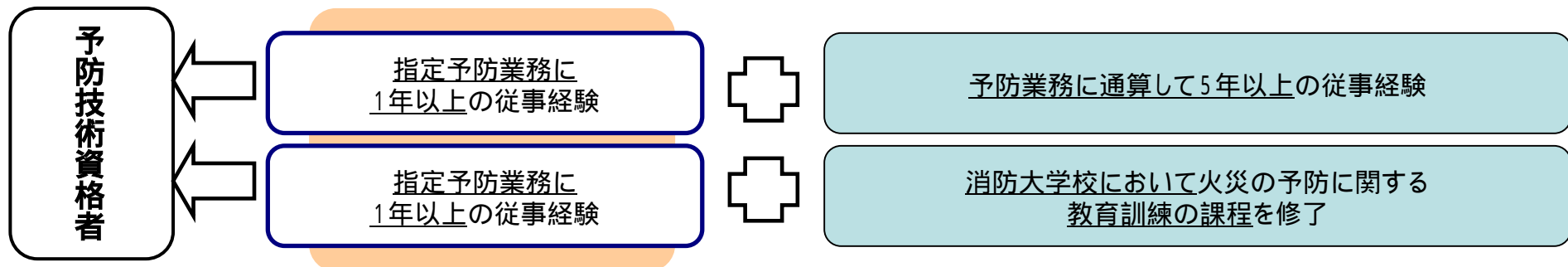
1 消防庁長官が認める試験・・・予防技術検定

2 指定予防業務・・・防火管理、防火査察、違反処理、消防同意、消防設備等又は危険物に関する事務

# 予防技術資格者の資格



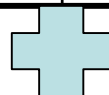
平成23年3月31日までの間に、以下の要件に該当した場合



## 予防技術検定の受検に必要な講習課程(別表)

### 基本課程

| 教科目    | 時間数  |
|--------|------|
| 予防広報   | 20時間 |
| 危険物    | 8時間  |
| 消防用設備等 | 12時間 |
| 査察     | 24時間 |
| 建築     | 10時間 |
| 火災調査   | 15時間 |
| 違反処理   | 8時間  |



### 防火査察課程

| 教科目   | 時間数  |
|-------|------|
| 査察    | 11時間 |
| 違反処理  | 14時間 |
| 査察実習  | 7時間  |
| 事例研究  | 6時間  |
| 効果測定等 | 5時間  |

or

### 消防用設備等課程

| 教科目    | 時間数  |
|--------|------|
| 消防同意   | 6時間  |
| 設備規制事務 | 26時間 |
| 事例研究   | 6時間  |
| 効果測定等  | 5時間  |

or

### 危険物保安課程

| 教科目                | 時間数  |
|--------------------|------|
| 危険物化学              | 5時間  |
| 危険物規制              | 21時間 |
| 事例研究               | 4時間  |
| 効果測定等              | 5時間  |
| 危険性評価・設備等の<br>性能評価 | 8時間  |

## 予防技術資格者の区分

消防本部及び消防署における予防業務は「防火査察又は防火管理に関する業務」、「消防同意又は消防用設備等に関する業務」及び「危険物に関する業務」の3つの業務に大別され、それぞれの業務を行う上で要する知識及び技術は異なるため、予防技術資格者を次のとおり区分し、**消防長により認定**(認定証の交付)されることとなる。

|                              | <b>防火査察専門員</b><br>(立入検査、防火管理又は違反処理等に関する業務担当)        | <b>消防用設備等専門員</b><br>(消防同意、消防用設備等に関する業務を担当)       | <b>危険物専門員</b><br>(危険物に関する業務を担当)         |
|------------------------------|---|--|---|
| <b>予防技術資格者</b><br>(第1条に該当)   | 予防技術検定のうち <b>防火査察</b> の区分に合格した者                     | 予防技術検定のうち <b>消防設備等</b> の区分に合格した者                 | 予防技術検定のうち <b>危険物</b> の区分に合格した者          |
| <b>予防技術資格者</b><br>(附則第4号に該当) | 指定予防業務のうち <b>防火管理、防火査察又は違反処理に関する業務</b> に従事した経験を有する者 | 指定予防業務のうち <b>消防同意又は消防用設備等に関する業務</b> に従事した経験を有する者 | 指定予防業務のうち <b>危険物に関する業務</b> に従事した経験を有する者 |

資格者告示第1条各号及び附則第4項各号の規定により予防技術資格者の資格を得た者は、予防業務に従事しないこととなった時においても、その資格を失することはなく、また、資格者告示附則第4項各号の規定により予防技術資格者となった者は、平成23年3月31日以降においても、その資格を失することはないものである。